

# 岩手県広域防災拠点配置計画

平成26年3月  
(令和6年3月変更)

岩手県

# 目次

<b>第1章 本県の広域防災拠点の配置方針</b> .....	1
1 広域防災拠点配置計画策定の背景及び目的 .....	1
2 広域防災拠点の配置に当たっての基本方針 .....	1
3 想定する災害 .....	2
4 広域防災拠点の運用方針 .....	2
5 広域防災拠点に備えるべき機能の考え方 .....	3
6 広域防災拠点の配置に関する考え方 .....	5
<b>第2章 広域防災拠点の配置箇所及び機能</b> .....	7
1 広域防災拠点の配置箇所等 .....	7
(1) 配置箇所の選定 .....	7
(2) 広域防災拠点活用可能施設調査の実施 .....	8
(3) 構成施設の選定基準 .....	8
(4) 構成施設等 .....	10
(5) 広域防災拠点の構成施設に付与する機能等 .....	11
(6) 広域防災拠点の災害対応イメージ .....	22
2 必要な設備等の整備 .....	28
(1) 基本的な考え方 .....	28
(2) 「平常時における物資・資機材の備蓄機能」の整備 .....	28
(3) 「情報収集伝達機能」の整備 .....	28
<b>第3章 中長期的な課題への取組の方向性</b> .....	30
1 広域防災拠点の情報収集伝達機能の整備方策 .....	30
2 集中配置型の広域防災拠点整備の方向性 .....	30
3 広域防災拠点構成施設等の見直し .....	30
<b>参考資料：当初計画策定時の第2章（抜粋）</b> .....	32

# 第1章 本県の広域防災拠点の配置方針

本章では、平成23年度に実施した東日本大震災津波災害対応検証を踏まえ、津波等の大規模災害に対応可能な広域防災拠点整備を推進するために策定した「岩手県広域防災拠点整備構想」（以下「整備構想」という。）に基づき、広域防災拠点配置計画策定の背景及び目的、配置に当たっての基本方針等について改めて整理する。

## 1 広域防災拠点配置計画策定の背景及び目的

- 平成23年3月11日14時46分頃に発生したマグニチュード9.0の大地震とこれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震は、本県に未曾有の人的・物的被害をもたらした。
- この東日本大震災津波における県の災害対応を検証した「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」（平成24年2月・岩手県）では、県の物資集積拠点が未設定であったこと、物資の備蓄や物資供給等の支援体制が不十分であったこと等の問題点が明らかとなり、改善の方向性として、物資の受入れ・集配、備蓄機能を有する県の広域防災拠点等の整備を図る必要性を挙げている。
- また、沿岸被災地の後方支援を行った遠野市と県との連携が不十分であったことから、広域防災拠点の枠組みの中で、遠野市のような後方支援拠点を位置付ける必要性も指摘している。
- このことから、平成24年度に外部有識者・関係機関職員で構成される「広域防災拠点整備構想委員会」（以下「整備構想委員会」という。）を設置し、大規模災害時に被災地支援を迅速かつ効率的に行うことが可能な広域防災拠点の整備の方向性等の議論を行うとともに、パブリック・コメントや市町村・防災関係機関からの意見等を踏まえ、平成25年2月12日に整備構想を策定した。
- この整備構想の具体化に向けて、広域防災拠点の配置箇所及び確保する機能、運用及び連携体制等を明記した「岩手県広域防災拠点配置計画」を平成25年度に策定したものである。
- その後、復興道路等の整備の進展、風水害の激甚化、災害対応の広域化等、当初計画策定後の動向を踏まえ、令和5年度に変更を行ったところである。

## 2 広域防災拠点の配置に当たっての基本方針

- 整備構想委員会では、広域防災拠点の機能配置については、全ての機能を1箇所（施設・敷地）に集中して配置する「集中配置型」と、個々の機能を一定エリア内の複数箇所（施設・敷地）に分散させ連携（ネットワーク化）して配置する「分散連携型」に大別し、検討を行った。
- 整備構想では、早期に必要な防災体制を確立する必要性や必要最小限のコストでの実現可能性を考慮し、「分散連携型」を選択することとし、県施設（所有地）のみならず、国、市町村及び民間施設（所有地）の活用も視野に、機能配置の検討を行うこととした。
- このことから、本県の広域防災拠点の配置に当たっては、国、県、市町村及び民間の既存施設（所有地）の活用を前提とした「分散連携型」とした。

- なお、整備構想において、本県の広域防災拠点は、表1-1に掲げる二つのタイプの広域防災拠点から構成され、災害時に相互に連携し、一体として防災拠点機能を有するものと定義している。

表1-1 広域防災拠点のタイプ

タイプ	内容
広域支援拠点 (タイプA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対応する“人”“物”“情報”に関する機能を有する防災拠点。</li> <li>○ 県内1箇所に設置。</li> </ul>
後方支援拠点 (タイプB)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する“人”“物”“情報”に関する機能を有する防災拠点。</li> <li>○ 県内複数箇所に設置。</li> </ul>

### 3 想定する災害

- 本県における広域防災拠点は、県内で発生が懸念される大規模災害に対応することを基本としており、想定する災害は、県地域防災計画で広域に被害が及ぶと考えられている地震、津波、火山、風水害などの大規模災害とした(表1-2)。

表1-2 想定する災害

区分	想定する災害(以下に掲げる災害に相当する規模の災害)
地震災害	(内陸直下型地震) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岩手宮城内陸地震</li> <li>○ 北上低地西縁断層群北部地震及び北上低地西縁断層群南部地震</li> </ul> (海溝型地震) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年東北地方太平洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震</li> <li>○ 1968年十勝沖地震をもとにした地震</li> <li>○ 岩手県沿岸部の空白域を考慮した地震</li> <li>○ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震</li> </ul>
津波災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昭和35年チリ地震津波</li> <li>○ 平成23年東北地方太平洋沖地震における津波</li> <li>○ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震における津波</li> </ul>
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の3火山</li> </ul>
風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ カスリン・アイオン台風</li> <li>○ 平成28年台風第10号</li> <li>○ 令和元年台風第19号</li> </ul>

- なお、東日本大震災津波では、他の都道府県や県外市町村から沿岸被災市町村に対して多くの人的・物的な支援が行われたことも踏まえ、本県の広域防災拠点については、隣接県等で発生する大規模災害への対応も想定している。

#### 4 広域防災拠点の運用方針

- 整備構想において、本県の広域防災拠点は、想定する地震、津波、火山などの大規模災害に対応する応急活動拠点として、発災時には、県災害対策本部のオペレーションの下で、広域支援拠点と後方支援拠点が連携して、被災地への後方支援活動を行うものとしている。
- 広域支援拠点は、県内で発生する全ての災害に対応する機能が集約された「全県拠点」としての役割を担う拠点であり、想定する災害ごとに、直接あるいは後方支援拠点と連携した被災地支援を行うものである。
- 後方支援拠点は、支援部隊（警察、消防、自衛隊、インフラ・公共土木施設等の復旧活動部隊）が集結するなど、被災地支援の「前進基地」としての役割を担う拠点であり、想定する災害ごとに、広域支援拠点や港湾施設等と連携した被災地支援を行うものである。
- また、広域防災拠点には、県災害対策本部や他の広域防災拠点との間の連絡調整を密にし、災害時における円滑な拠点運営を行うことができるよう、県が主体となって、支援部隊の代表者、施設管理者、市町村の職員等で構成する「事務局」を配置し、迅速かつ効率的な被災地支援を行うこととしている。
- このほか、具体の運用方法及び連携体制については、別途作成する「岩手県広域防災拠点運用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）及び施設ごとに締結する「岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定」（以下「協定」という。）の中で定めるものとする。

#### 5 広域防災拠点に備えるべき機能の考え方

- 広域防災拠点は、人の移動、物流、情報の伝達の結節的な役割を担う場所であることから、整備構想を踏まえ、本県の広域防災拠点に備えるべき機能は、「人」、「物」、「情報」という三つの観点から、次のとおり整理した（表1-3）。

表 1-3 本県の広域防災拠点に備えるべき機能

備えるべき機能		主な機能の内容	広域支援拠点 (タイプA)	後方支援拠点 (タイプB)
人	① 支援部隊のベースキャンプ・現地活動調整機能（前進基地機能） ※「進出拠点」又は「救助活動拠点」に相当	○ 支援部隊（警察、消防、自衛隊、インフラ関係機関（電力、通信、水道、ガス）・公共土木施設等の復旧活動部隊等）の集結・宿泊場所、設備の提供 ○ 支援部隊の関係機関間における調整・情報共有場所の提供 ○ 県災害対策本部との連絡、調整場所、設備の提供	—	○
	② 支援部隊の現場活動支援機能 ※「進出拠点」又は「救助活動拠点」に相当	○ 現場活動の支援部隊の要員交替・宿泊場所の提供 ○ 現場活動の支援部隊への燃料、物資、資機材等の補給場所の提供	○ (要員交替等)	○ (補給機能)
	③ 災害医療活動支援機能	○ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の一時滞在、被災地への派遣等調整場所の提供 ○ 医療資機材・設備の確保・提供 ○ 負傷者の受入れ、トリアージの実施、応急処置等調整場所の提供	○	△
	④ 広域医療搬送拠点機能 ※「航空搬送拠点」に相当	○ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入れ・後方支援拠点への派遣等調整場所の提供 ○ 広域医療搬送拠点に設置する臨時医療施設（SCU）設置場所の提供 ○ 傷病者の県内外の病院への搬送調整場所の提供	○	△
物	① 平常時における物資・資機材の備蓄機能	○ 飲食料品、生活用品等の備蓄場所の提供 ○ 救援、避難者支援等に必要な資材・設備の備蓄場所の提供	○	○
	② 支援物資の受入・分配機能 ※「広域物資輸送拠点」に相当	○ 支援物資の搬入、荷捌き場所の提供 ○ 支援物資の被災地への配分調整場所の提供 ○ 支援物資の一時保管場所の提供	○	△
	③ ヘリコプター基地・展開機能	○ ヘリコプターの整備、燃料補給場所の提供 ○ ヘリコプターの被災地への展開場所の提供	○ (基地機能)	○ (展開機能)

情報	情報伝達収集機能	○ 現地情報、後方支援情報等の収集、災対本部への伝達（広域支援拠点） ○ 国内外のNPO・ボランティア等への情報提供機能（広域支援拠点） ○ 現場情報の収集、災対本部等への伝達（後方支援拠点）	○	○
----	----------	--	---	---

※1 ○：機能付与、△：サブ的に付与、－：付与しない

2 備えるべき機能に記載する進出拠点等については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（中央防災会議）における防災拠点分類であること。

## 6 広域防災拠点の配置に関する考え方

➤ 整備構想において示した広域防災拠点の配置地域は、表1-4のとおりである。

表1-4 広域防災拠点の配置地域

広域支援拠点（タイプA）の配置地域	後方支援拠点（タイプB）の配置地域
県央部を中心とした地域に配置	県南部、県北部にそれぞれ2箇所程度配置
<p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国等の行政機関や公共機関が集積し、かつ花巻空港やアピオ等、広域支援拠点として必要な機能を配置できる施設が存在しており、県災害対策本部との連携が可能。</li> <li>○ 高速道路ICや空港等の交通結節点に近接する等、多様な交通手段が確保されており、後方支援拠点等との円滑な連携を行うことが可能。</li> </ul>	<p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広い県土を有する本県において、広域支援拠点と連携の上、内陸部と沿岸部の被災地支援を効率的に行うことが可能。</li> <li>○ 内陸部の大規模災害等で広域支援拠点の機能の一部が喪失した場合であっても、複数の後方支援拠点が連携することで、効果的なバックアップ機能を果たすことが可能。</li> </ul>

➤ また、整備構想において示した広域防災拠点の配置地域に求められる要件は、表1-5のとおりである。

表1-5 広域防災拠点の配置地域に求められる要件

	広域支援拠点（タイプA）	後方支援拠点（タイプB）
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 広い県土を有する本県において、各地で発生が想定される大規模災害に対応できるよう配置する。</li> <li>② 広域防災拠点ごとに備えるべき機能を考慮し配置する。</li> <li>③ 広域防災拠点の災害に対する安全性（耐震性・耐浪性等）の確保を考慮し配置する。</li> </ul>	
配置地域に求められる要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被害想定において震度6弱以上の地震や津波による浸水が発生する確率が高い地域でないこと。</li> <li>イ 必要な施設が整備されており（空港、大規模催事場等）、かつ災害時において継続的な利用が可能なこと。</li> <li>ウ 災害時の通信手段、電気・水等の確保が容易であること。</li> <li>エ 県内外からの交通アクセスが良く（東北自動車道の結節点、空港等の周辺等）、かつ、代替輸送路が確保できること。</li> <li>オ 国・県等の行政機関や電力・通信等の公共機関が多く集積していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被害想定において震度6弱以上の地震や津波による浸水が発生する確率が高い地域でないこと。</li> <li>イ 必要な施設や場所が整備されており、かつ、災害時において継続的な利用が可能なこと。</li> <li>ウ 支援部隊等の移動や補給物資の円滑な搬送に必要な交通網が確保されており、かつ、交通網の防災性が確保できること。</li> <li>エ 広域支援拠点との連携が容易な立地にあること。</li> <li>オ 県北及び県南の地域における沿岸部と内陸部の中間のエリアであること。</li> <li>カ 後方支援拠点の運営に関し市町村の支援・協力が得られること。</li> </ul>



## 第2章 広域防災拠点の配置箇所及び機能

本章では、広域防災拠点が配置されるエリアを新たに追加するとともに、令和5年度に実施した広域防災拠点活用可能施設調査の結果を基に、追加するエリア内の構成施設の選定及び構成施設ごとに付与する機能について定めることとする。

### 1 広域防災拠点の配置箇所等

#### (1) 配置箇所の選定

- 当初計画策定時（32 頁、参考資料参照）において設定した5つのエリアに加えて、復興道路等の整備の進展、風水害の激甚化、災害対応の広域化等、当初計画策定後の動向を踏まえ、全県的に広域防災拠点を配置することとし、後方支援拠点（タイプB）として一関エリア、久慈エリア、宮古エリア、釜石エリア及び陸前高田エリアを新設することとした。
- 新設するエリアについては、地震・津波による災害が想定される地域であること、広域支援拠点から相当の距離があること、県北及び県南の地域における沿岸部と内陸部の中間のエリアでないことから、第1章中表1-5に掲げる広域防災拠点の配置地域に求められる要件ア、エ及びオは満たさないものの、上記のとおり、全県的に広域防災拠点を配置するという考え方から、新設することとしたものである。
- エリア設定の考え方は、当初計画策定時の考え方（32 頁、参考資料参照）を踏まえ、以下のとおりとした。
  - エリア設定は、市町村単位を基本とするが、一市町村内の施設数が少なく、かつ隣接市町村の施設までの移動時間が概ね1時間程度であって施設間の連携が図りやすいと考えられる場合には、当該施設も含めて1エリアとする。
  - なお、同一市町村内でも施設間の移動時間が概ね1時間以上であって、施設間の連携が図りにくいと考えられる場合には、別エリアとする。
- 上記のほか、上記のエリアを広域防災拠点として選定した理由は、表2-1のとおりである。

表2-1 広域防災拠点の選定理由

拠点名	選定理由
久慈 【後方支援拠点（沿岸部）】	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 後方支援拠点の機能を付与可能な施設があり、災害時においても利用可能なこと（配置要件イ）。</li><li>○ 三陸沿岸道路など、被災地支援のための「人」や「物」の移動に必要な道路が整備されており、内陸部へのアクセス性も良いこと（配置要件ウ）。</li></ul>
宮古	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 後方支援拠点の機能を付与可能な施設があり、災害時に</li></ul>

【後方支援拠点（沿岸部）】	<p>においても利用可能なこと（配置要件イ）。</p> <p>○ 三陸沿岸道路など、被災地支援のための「人」や「物」の移動に必要な道路が整備されており、内陸部へのアクセス性も良いこと（配置要件ウ）。</p>
釜石 【後方支援拠点（沿岸部）】	<p>○ 後方支援拠点の機能を付与可能な施設があり、災害時においても利用可能なこと（配置要件イ）。</p> <p>○ 三陸沿岸道路など、被災地支援のための「人」や「物」の移動に必要な道路が整備されており、内陸部へのアクセス性も良いこと（配置要件ウ）。</p>
陸前高田 【後方支援拠点（沿岸部）】	<p>○ 後方支援拠点の機能を付与可能な施設があり、災害時においても利用可能なこと（配置要件イ）。</p> <p>○ 三陸沿岸道路など、被災地支援のための「人」や「物」の移動に必要な道路が整備されており、内陸部へのアクセス性も良いこと（配置要件ウ）。</p>
一関 【後方支援拠点（県南部）】	<p>○ 後方支援拠点の機能を付与可能な施設があり、災害時においても利用可能なこと（配置要件イ）。</p> <p>○ 被災地支援のための「人」や「物」の移動に必要な道路が整備されており、県内に加えて、宮城方面へのアクセス性も良いこと（配置要件ウ）。</p> <p>○ 想定する内陸・沿岸双方への支援が可能なエリアであること（配置要件オ）。</p>

## (2) 広域防災拠点活用可能施設調査の実施

ア 現在設定されている後方支援拠点（二戸、葛巻、北上及び遠野）において、エリア内に第1章に定める「広域防災拠点に備えるべき機能」を有する施設を少なくとも1つ位置付けている（災害医療活動支援機能、広域医療搬送機能を除く）ことを考慮し、新たなエリアにおいても同様に構成施設を確保することとしたうえで、調査を実施することとした。

イ 調査対象施設については、市町村に対し、当初計画に記載の広域防災拠点に備えるべき機能の全部又は一部を有すると考えられる施設等について照会（令和4年1月28日防第373号）した結果等をもとに選定した。

## (3) 構成施設の選定基準

当初計画策定時における考え方（32頁、参考資料参照）を踏まえ、以下に掲げる項目を共通基準として総合的に判断し、選定することとした。

なお、「総合的に」とは、基準を満たさない項目があったとしても、ただちに選定から除外するわけではなく、基準を満たさないことを認識したうえでの利用が期待できる場合は選定することができる、という趣旨である。

ア 災害危険性がないこと。

- イ 指定避難所等に位置付けられていない（又は指定避難所等とされている箇所と区分が可能である）こと。
- ウ 必要な設備（電気、水、トイレ、通信設備、会議場所、駐車スペース等）が整備されている（又は何らかの手段により確保が見込まれる）こと。
- エ 県内外からの交通アクセスが良く、代替ルートの確保が可能と見込まれ、ルートの災害危険性が少なく、国等の関係機関における防災拠点等とのアクセスがよいこと。
- オ 災害時に継続的な利用が見込めること。
- カ 周辺施設との連携が期待できること。
- キ 施設区分所有者等、権利者が多数存在しないこと（災害発生時の円滑な調整のため）。
- ク 他団体等による利用が想定されている場合、災害発生時の競合の恐れが少ない（又は調整できることが見込まれる）こと。
- ケ 地元市町村等の意見として、広域防災拠点への位置付けについて予め同意が得られていること。
- コ 以下に掲げる想定される機能ごとに特に留意が必要な視点を満たしていること。

**【機能ごとに特に留意が必要な視点】**

- ① 支援部隊のベースキャンプ・現地活動調整機能（前進基地機能）  
及び支援部隊の現場活動支援機能
  - ・ 十分な駐車スペースがあるか（道の駅については、国土交通省が指定する「防災拠点駐車場」に位置付けられていることを目安とする）。
  - ・ 十分な宿営可能スペースがあるか。
  - ・ 大型車が出入りできるか（施設へ至るルートも含めて）。
- ② 平常時における物資・資機材の備蓄機能
  - ・ 十分な物資保管スペースがあるか。
  - ・ 物資を一定期間備蓄することに耐えられる床面耐荷重があるか。
  - ・ 適切な保管状態を維持できるか。
  - ・ 大型車が出入りできるか（施設へ至るルートも含めて）。
- ③ 支援物資の受入・分配機能
  - ・ 十分な荷捌きスペースがあるか。
  - ・ 荷捌きを行うことに耐えられる床面耐荷重があるか。
  - ・ 適切な保管状態を維持できるか。
  - ・ 大型車が出入りできるか（施設へ至るルートも含めて）。
  - ・ フォークリフトの運用が可能か。
- ④ ヘリコプター基地・展開機能
  - ・ ヘリポートがあるか。

- ・ 各種計画においてヘリ離発着場所に位置付けられているか。

#### (4) 構成施設等

- 広域防災拠点活用可能施設調査を実施した施設のうち、後方支援拠点を構成する施設として新たに位置付ける施設は、表 2-2 のとおりとする。

表 2-2 後方支援拠点を構成する施設として新たに位置付ける施設

拠点名	施設名 (所在市町村)
一関 【後方支援拠点 (県南部)】 (2 施設)	平泉スマート I C 駐車場 (平泉町)、一関運動公園 (一関市)
久慈 【後方支援拠点 (沿岸部)】 (3 施設)	オーシャン・ビュー・スタジアム (洋野町)、久慈市総合防災公園、久慈総合運動場及び久慈地区空中消火等補給基地 (サンスポーツランド) (以上久慈市)
宮古 【後方支援拠点 (沿岸部)】 (5 施設)	道の駅たのはた及び周辺施設群 (田野畑村)、ふれあいらんど岩泉及び周辺施設群 (岩泉町)、グリーンピア三陸みやこ、へいがわ老木公園 (以上宮古市)、山田町総合運動公園 (山田町)
釜石 【後方支援拠点 (沿岸部)】 (2 施設)	大槌学園・大槌高校 (大槌町)、平田公園 (釜石市)
陸前高田 【後方支援拠点 (沿岸部)】 (2 施設)	陸前高田市消防防災センター、夢アリーナたかた (いずれも陸前高田市)

- 今回の変更においては、既に広域支援拠点又は後方支援拠点到位置付けている構成施設についても現況調査を実施したほか、既に広域防災拠点到位置付けている拠点到内、現に物資保管を行っていること等、実態を勘案して新たに構成施設に追加すべきと考えられる施設についても調査を実施した。
- 結果として、現在広域支援拠点又は後方支援拠点到位置付けている構成施設については、27 施設を引き続き広域防災拠点到位置付けることとし、2 施設を除外し、実態を勘案して6 つの施設について新たに構成施設に追加することとした。
- 上記を踏まえた既存の広域防災拠点的構成施設を表 2-3 のとおり変更した。

表 2-3 広域支援拠点又は後方支援拠点を構成する施設  
(継続して位置付ける施設 (一部名称変更) 及び追加する施設)

拠点名	施設名 (所在市町村)
盛岡・花巻	盛岡市総合アリーナ等駐車場、国立大学法人岩手大学 (以上盛岡)

【広域支援拠点（県中部）】 （12 施設）	市）、滝沢総合公園、公立大学法人岩手県立大学、岩手産業文化センター、岩手県職員総合グラウンド（以上滝沢市）、雫石総合運動公園（雫石町）、岩手県消防学校、岩手医科大学災害時地域医療支援教育センター（以上矢巾町）、日居城野運動公園、花巻空港、花巻市交流会館（以上花巻市）
二戸 【後方支援拠点（県北部）】 （5 施設）	堀野近隣公園、二戸市民文化会館、二戸広域観光物産センター（イベントホール・メッセホール部分）、二戸市防災倉庫（以上二戸市）、一戸町総合運動公園（一戸町）
葛巻 【後方支援拠点（県北部）】 （7 施設）	ふれあい宿舎グリーンテージ、くずまき高原牧場、葛巻町総合運動公園、葛巻町立葛巻小学校、くずまき高原（道の駅）、葛巻町社会体育館、旧葛巻町立星野小学校体育館（いずれも葛巻町）
遠野 【後方支援拠点（県南部）】 （5 施設）	遠野運動公園、遠野市総合防災センター、遠野風の丘、稲荷下屋内運動場、岩手県遠野地区合同庁舎（いずれも遠野市）
北上 【後方支援拠点（県南部）】 （4 施設）	北上総合運動公園、岩手県北上地区合同庁舎（いずれも北上市）、森山総合公園、トヨタ自動車東日本(株)岩手工場（以上金ケ崎町）

- なお、当初計画策定時の考え方（32 頁、参考資料参照）を踏まえ、東日本大震災津波における実績に鑑み、「海」からの応援要員・物資等が被災地へ展開・輸送するための受入窓口として、久慈港、宮古港、釜石港及び大船渡港を位置付け、広域防災拠点や周辺市町村の防災拠点との連携を図ることとする。

#### (5) 広域防災拠点の構成施設に付与する機能等

- 広域防災拠点の構成施設に付与する機能等は、表 2-4 のとおりである。

表 2-4 広域防災拠点の構成施設に付与する機能等（その1）

[広域支援拠点（県央部）・1拠点12施設]

拠点名	構成施設名	所在市町村	構成施設ごとの機能（人・物・情報）※1							備考※2	
			ベースキャンプ・ 現地活動調整	支援部隊の 現場活動支援	災害医療活動 支援	広域医療搬送 拠点	物資・資機材 の備蓄	支援物資の 受入・分配	ヘリコプター 基地・展開		情報収集 伝達
盛岡・ 花巻	盛岡市総合アリーナ等 駐車場	盛岡市		○							警察 その他
	国立大学法人岩手大学	盛岡市							○ <small>(NPO・ボランティア等への情報提供)</small>		—
	滝沢総合公園	滝沢市		○					○		自衛隊 その他
	公立大学法人岩手県立 大学	滝沢市							○ <small>(NPO・ボランティア等への情報提供)</small>		—
	岩手産業文化センター (アピオ)	滝沢市					○	○			トラック協 会
	岩手県職員総合グラウ ンド	滝沢市		○					○		自衛隊
	雫石総合運動公園	雫石町		○					○		自衛隊 その他
	岩手県消防学校	矢巾町		○	○	○	○	△	○		消防 DMAT
	岩手医科大学災害時地 域医療支援教育センター	矢巾町			○						DMAT
	日居城野運動公園	花巻市		○					○		警察 その他

	花巻空港	花巻市			○	○		○	○		警察、消防、自衛隊、トラック協会、その他、DMAT
	花巻市交流会館	花巻市			○						DMAT

- ※1 各施設に付与している機能は、令和5年度時点で想定している機能であり、今後の調査等により変更する場合がある。
- 2 備考欄に掲げる機関名は主に利用が想定される機関である（その他：インフラ関係機関、公共土木施設等の復旧活動部隊等）。
- 3 △：分配のみ付与。

表 2-4 広域防災拠点の構成施設に付与する機能等（その2）

[後方支援拠点（県北部）・2拠点12施設]

拠点名	広域防災拠点施設名	所在市町村	構成施設ごとの機能（人・物・情報）※1							備考※2	
			ベースキャンプ・ 現地活動調整	支援部隊の 現場活動支援	災害医療活動 支援	広域医療搬送 拠点	物資・資機材 の備蓄	支援物資の 受入・分配	ヘリコプター 基地・展開		情報収集 伝達
二戸	堀野近隣公園	二戸市	○	○	/	/					自衛隊
	二戸市民文化会館	二戸市	○	○	/	/				○	警察、消防、 自衛隊、その他 <span style="border: 1px solid black;">中核施設</span>
	二戸広域観光物産センター（イベントホール・メッセホール部分）	二戸市			/	/		○			トラック協会
	一戸町総合運動公園	一戸町	○	○	/	/				○	警察、消防、 自衛隊、その他
	二戸市防災倉庫	二戸市			/	/	○	△			トラック協会
葛巻	ふれあい宿舎グリーンテージ	葛巻町	○	○	/	/				○	警察、消防、 自衛隊、その他 <span style="border: 1px solid black;">中核施設</span>
	くずまき高原牧場	葛巻町	○	○	/	/		○			警察、消防、 自衛隊、その他



葛巻町総合運動公園	葛巻町	○	○					○	警察、消防、 自衛隊、そ の他
葛巻町立葛巻小学校	葛巻町		○					○	警察、消防、 自衛隊、そ の他
くずまき高原（道の駅）	葛巻町		○						警察、消防、 自衛隊、そ の他
葛巻町社会体育館	葛巻町					○	△		トラック協 会
旧葛巻町立星野小学校 体育館	葛巻町					○	△		トラック協 会

- ※ 1 各施設に付与している機能は、令和5年度時点で想定している機能であり、今後の調査等により変更する場合がある。
- 2 備考欄に掲げる機関名は主に利用が想定される機関である（その他：インフラ関係機関、公共土木施設等の復旧活動部隊等）。
- 3 △：分配のみ付与。
- 4 備考欄に掲げる「中核施設」とは、各拠点の中心となり、他施設と連携の上、後方支援拠点として運用することを想定している施設。

表 2-4 広域防災拠点の構成施設に付与する機能等（その3）

[後方支援拠点（県南部）・3拠点11施設]

拠点名	広域防災拠点施設名	所在市町村	構成施設ごとの機能（人・物・情報）※1							備考※2	
			ベースキャンプ・ 現地活動調整	支援部隊の 現場活動支援	災害医療活動 支援	広域医療搬送 拠点	物資・資機材 の備蓄	支援物資の 受入・分配	ヘリコプター 基地・展開		情報収集 伝達
遠野	遠野運動公園	遠野市	○	○	/	/			○		警察、消防、 自衛隊、そ の他
	遠野市総合防災センター	遠野市	○	○	/	/			○	○	警察、消防、 自衛隊、そ の他 <span style="border: 1px solid black;">中核施設</span>
	遠野風の丘（道の駅）	遠野市		○	/	/					警察、消防、 自衛隊、そ の他
	稲荷下屋内運動場	遠野市			/	/		○			トラック協 会
	県遠野地区合同庁舎	遠野市			/	/	○	△			トラック協 会
北上	北上総合運動公園	北上市	○	○	/	/		○	○	○	警察、消防、 自衛隊、そ の他 <span style="border: 1px solid black;">中核施設</span>
	県北上地区合同庁舎	北上市			/	/	○	△			トラック協 会

	森山総合運動公園	金ヶ崎町	○	○						消防
	トヨタ自動車東日本	金ヶ崎町		○						—
一 関	平泉スマート IC 駐車場	平泉町		○						警察、消防、 自衛隊、そ の他
	一関運動公園	一関市	○	○				○	○	警察、消防、 自衛隊、そ の他 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中核施設</span>

- ※ 1 各施設に付与している機能は、令和5年度時点で想定している機能であり、今後の調査等により変更する場合がある。
- 2 備考欄に掲げる機関名は主に利用が想定される機関である（その他：インフラ関係機関、公共土木施設等の復旧活動部隊等）。
- 3 △：分配のみ付与。
- 4 備考欄に掲げる「中核施設」とは、各拠点の中心となり、他施設と連携の上、後方支援拠点として運用することを想定している施設。

表 2-4 広域防災拠点の構成施設に付与する機能等（その4）

[後方支援拠点（沿岸部）・4拠点12施設]

拠点名	広域防災拠点施設名	所在市町村	構成施設ごとの機能（人・物・情報）※1							備考※2	
			ベースキャンプ・ 現地活動調整	支援部隊の 現場活動支援	災害医療活動 支援	広域医療搬送 拠点	物資・資機材 の備蓄	支援物資の 受入・分配	ヘリコプター 基地・展開		情報収集 伝達
久慈	オーシャン・ビュー・スタジアム	洋野町	○	○	/	/					警察、消防、 自衛隊、その他
	久慈市総合防災公園	久慈市			/	/				○	警察、消防、 自衛隊、その他
	久慈総合運動場及び久慈地区空中消火等補給基地（サンスポーツランド）	久慈市	○	○	/	/				○	警察、消防、 自衛隊、その他 <u>中核施設</u>
宮古	道の駅たのはた及び周辺施設群	田野畑村	○	○	/	/	○	△		○	警察、消防、 自衛隊、その他
	ふれあいらんど岩泉及び周辺施設群	岩泉町	○	○	/	/					自衛隊
	グリーンピア三陸みやこ	宮古市	○	○	/	/				○	消防 その他 <u>中核施設</u>
	へいがわ老木公園	宮古市	○	○	/	/					自衛隊
	山田町総合運動公園	山田町	○	○	/	/					自衛隊 その他

釜石	大槌学園・大槌高校	大槌町	○	○			○	○	○	警察、消防、 自衛隊、そ その他 <b>中核施設</b>
	平田公園	釜石市	○	○						自衛隊 その他
陸前高田	陸前高田市消防防災センター	陸前高田市	○	○				○	○	警察、消防、 自衛隊、そ その他 <b>中核施設</b>
	夢アリーナたかた	陸前高田市	○	○			○			警察、消防、 自衛隊、ト ラック協 会、その他

- ※ 1 各施設に付与している機能は、令和5年度時点で想定している機能であり、今後の調査等により変更する場合がある。
- 2 備考欄に掲げる機関名は主に利用が想定される機関である（その他：インフラ関係機関、公共土木施設等の復旧活動部隊等）。
- 3 △：分配のみ付与。
- 4 備考欄に掲げる「中核施設」とは、各拠点の中心となり、他施設と連携の上、後方支援拠点として運用することを想定している施設。

図2-1 広域防災拠点の配置イメージ

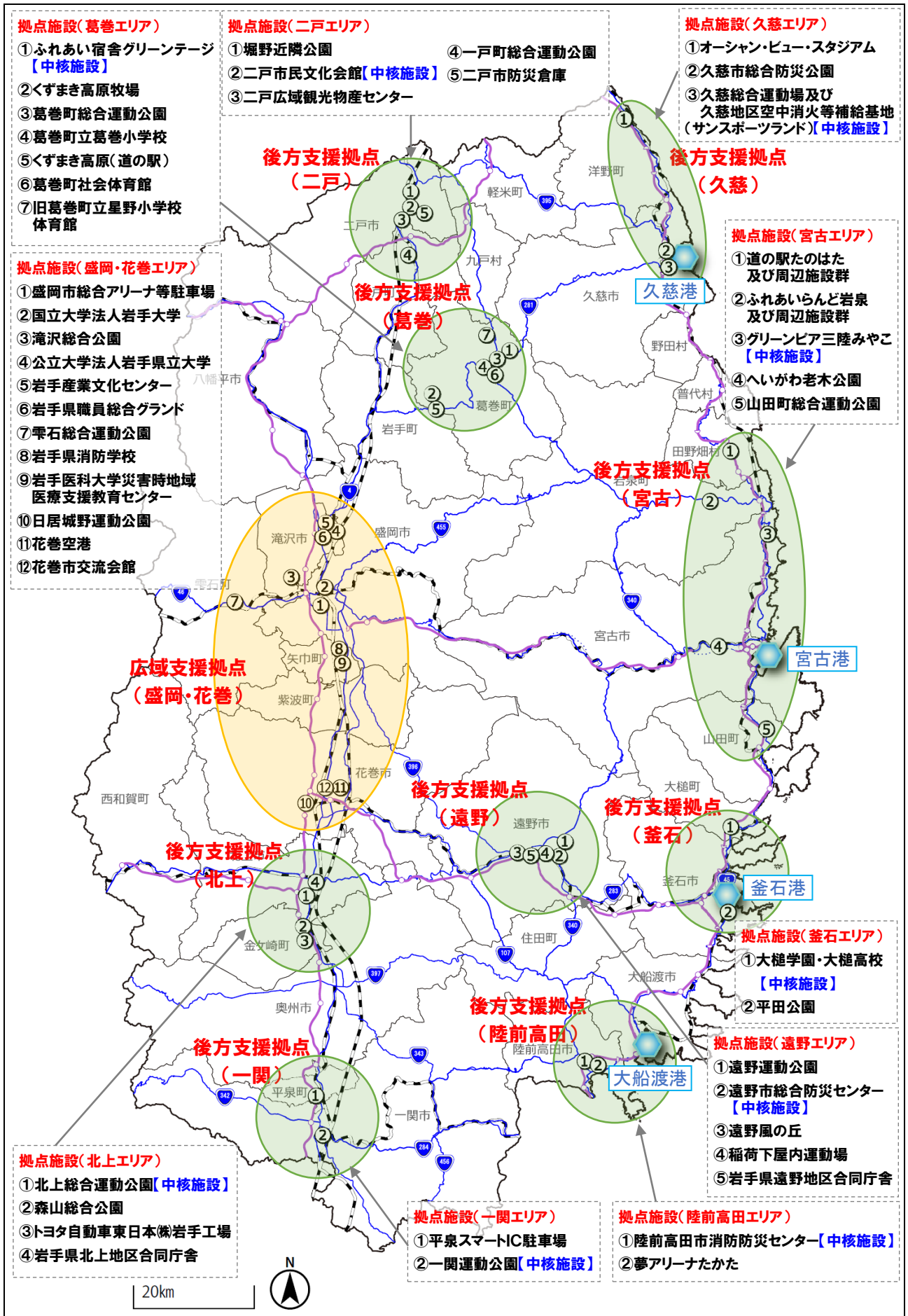
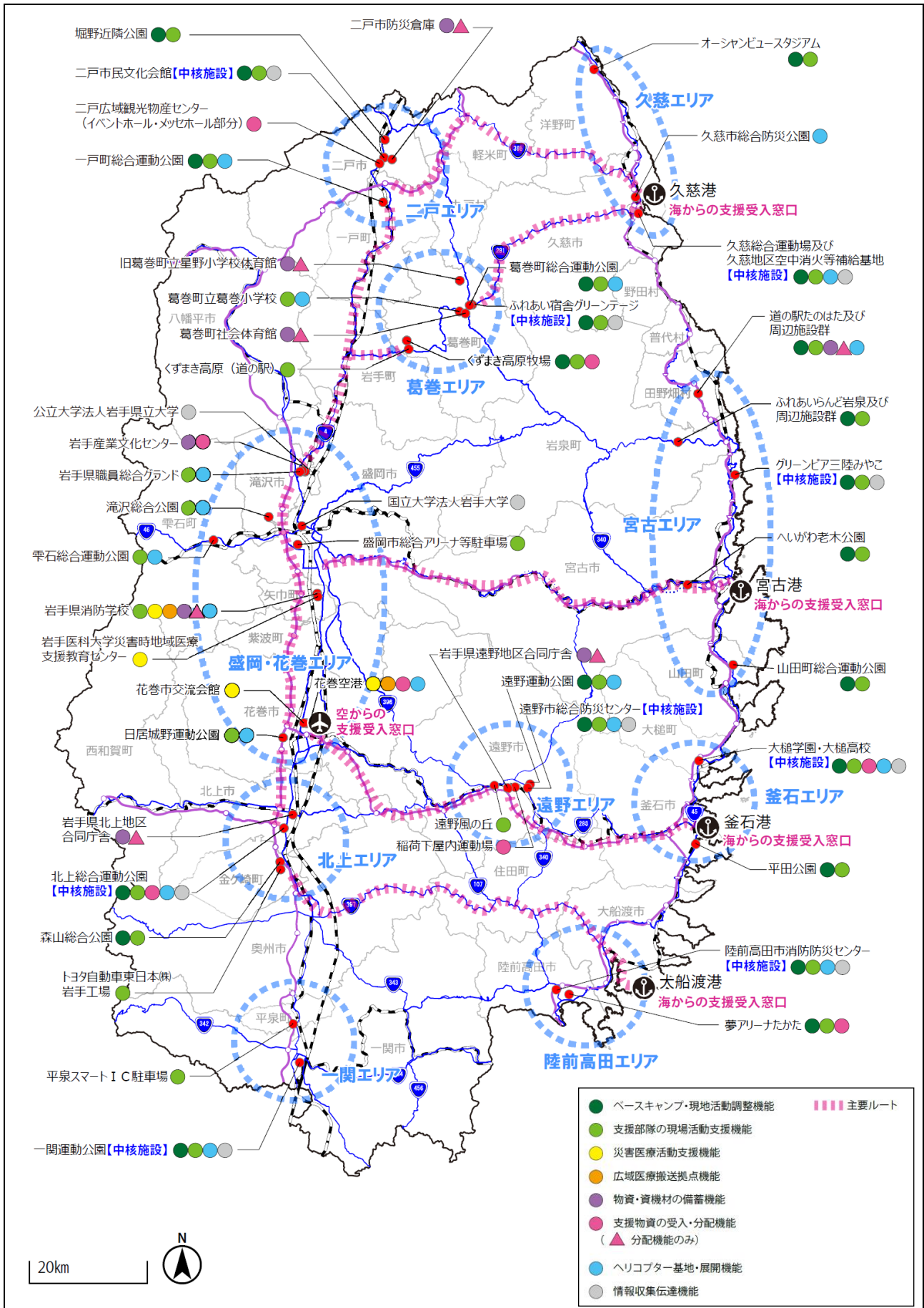


図 2-2 施設利用想定イメージ



## (6) 広域防災拠点の災害対応イメージ

- 想定する地震災害、津波災害、火山災害（岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山）への広域防災拠点の対応イメージは、図2-3から図2-7までのとおりである。

なお、風水害については、発生箇所の設定が難しいことから、図2-3から図2-7までに掲げる他の災害における対応イメージを参考として対応を進めることとしている。



図 2-3 地震災害（花巻断層帯・出店断層帯が動いた場合）への対応イメージ

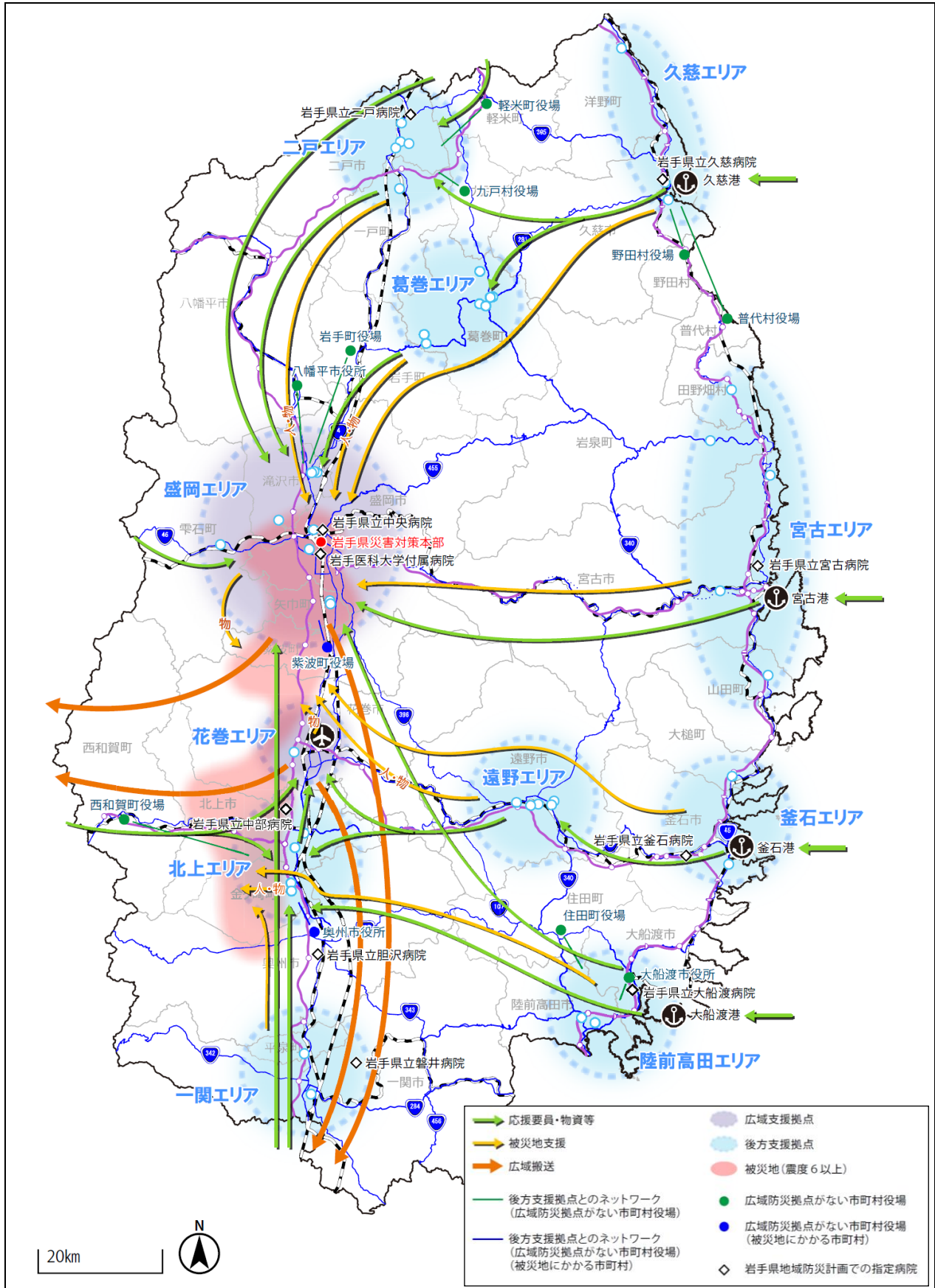


図2-4 津波災害への対応イメージ

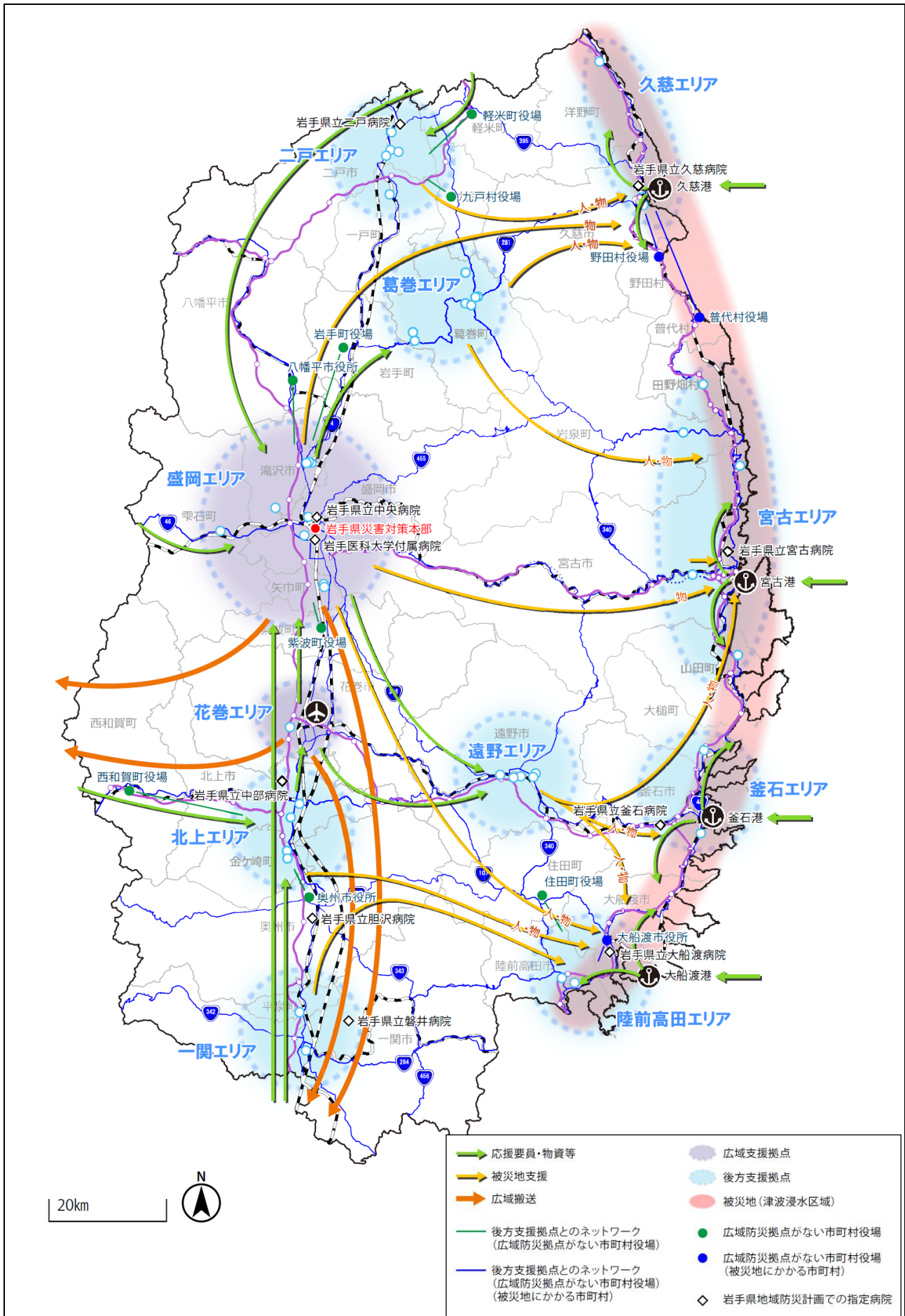


図 2-5 火山災害（岩手山）への対応イメージ

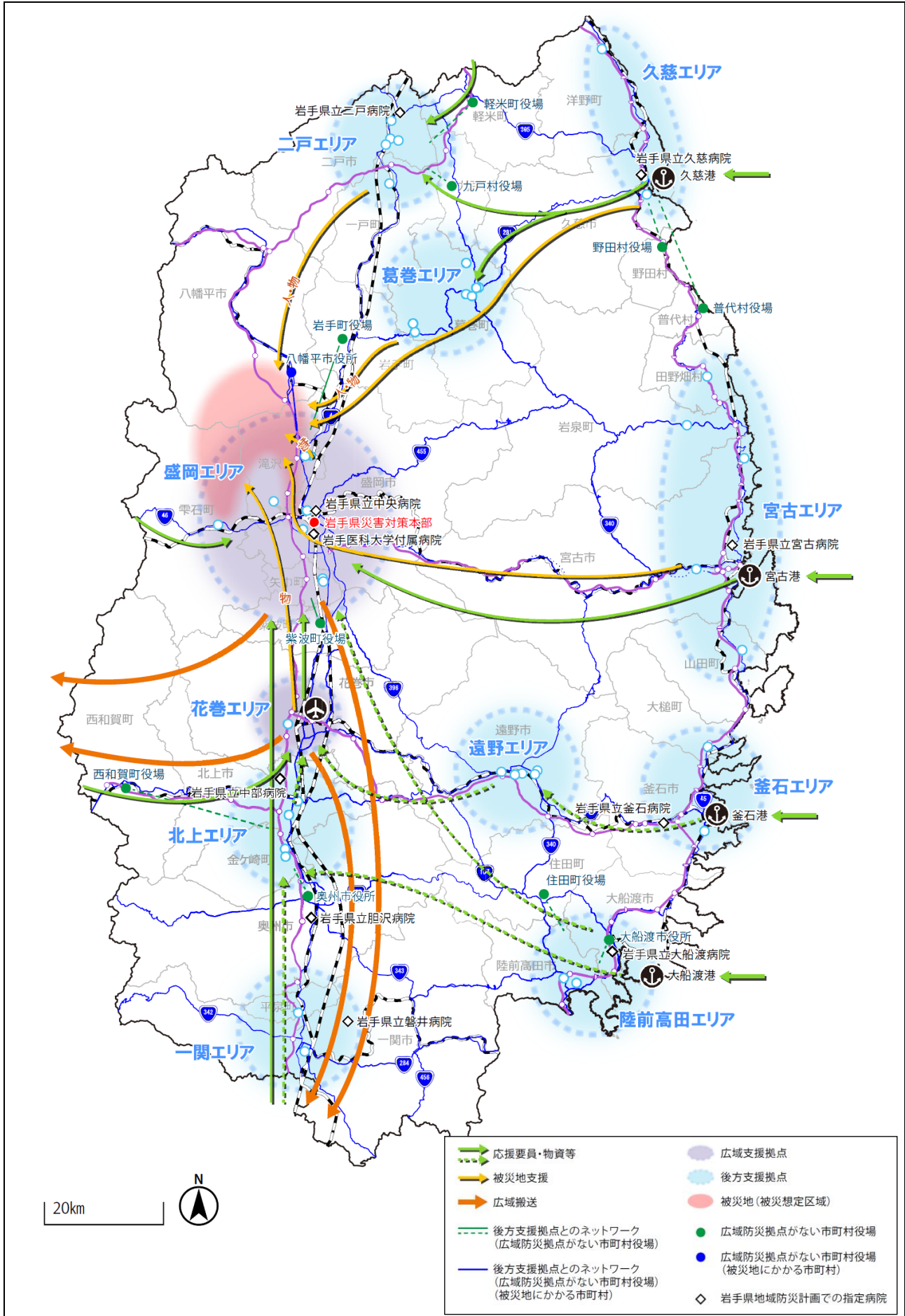




図2-6 火山災害（秋田駒ヶ岳）への対応イメージ

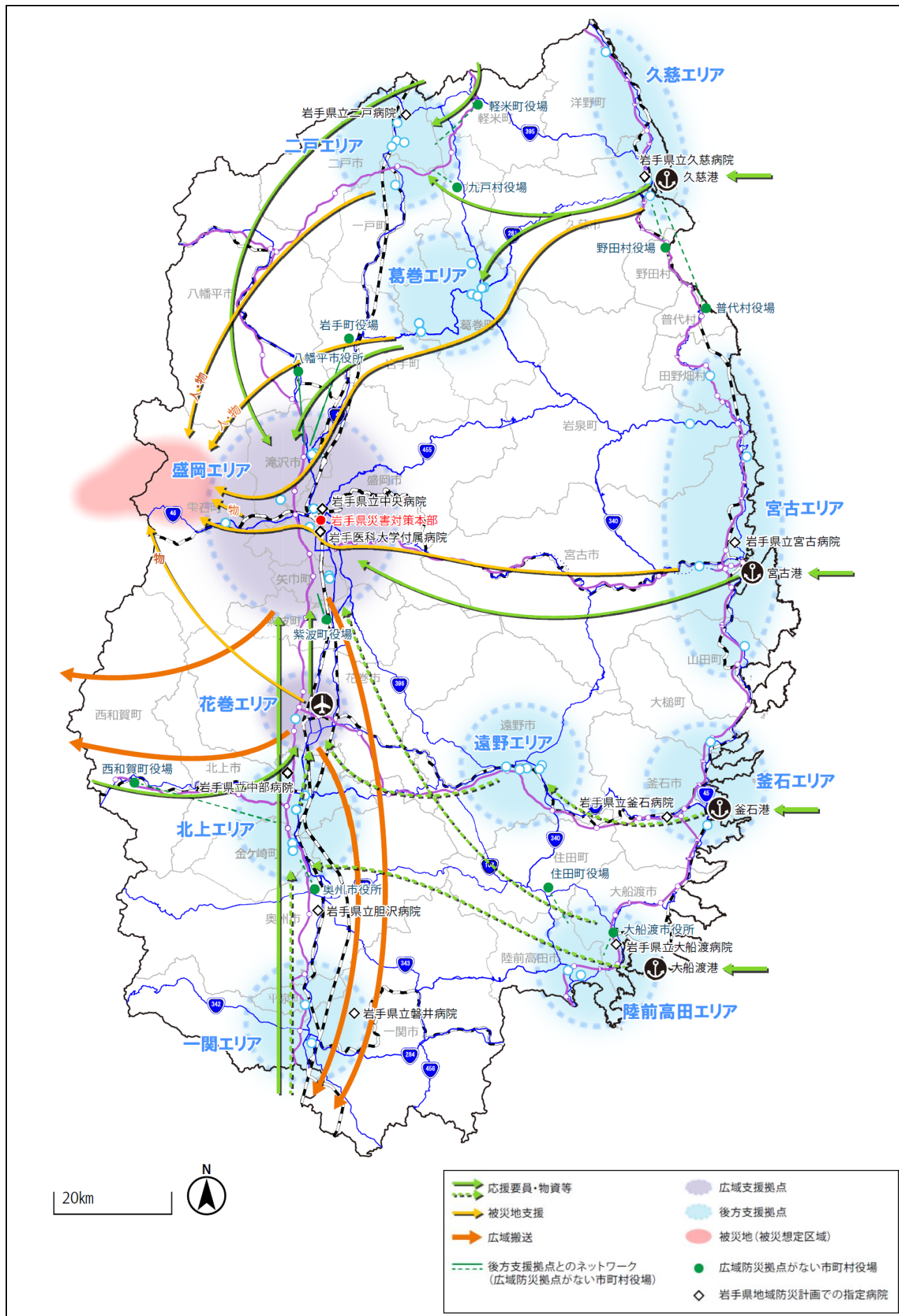
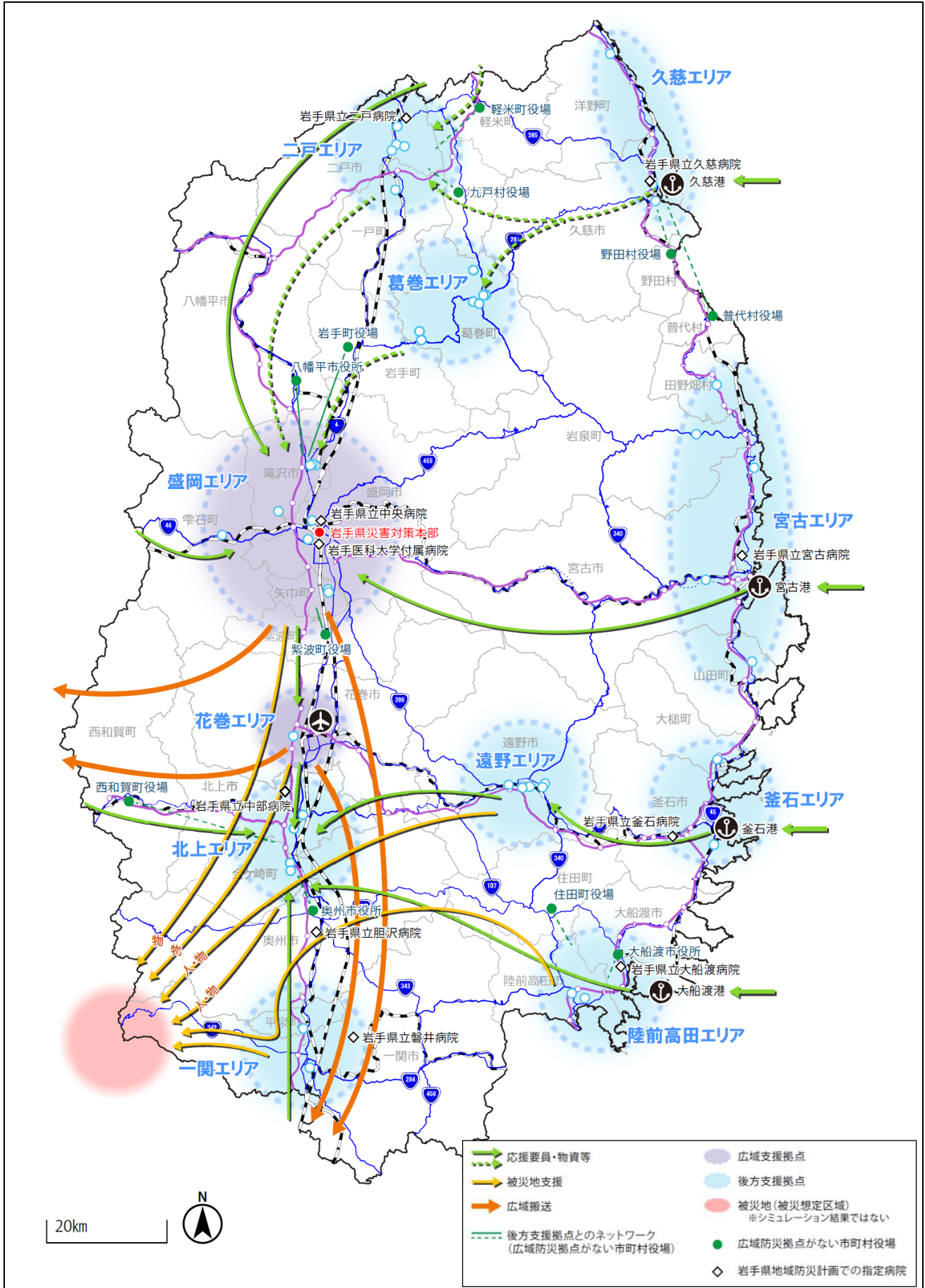


図 2-7 火山災害（栗駒山）への対応イメージ



## 2 必要な設備等の整備

### (1) 基本的な考え方

- 広域防災拠点については、整備構想において、早期に防災体制を確立する必要性や必要最小限のコストで実現可能であることを踏まえ、県内にある既存施設を活用した「分散連携型」の機能配置を前提とすることとしたことから、当該施設の有する設備等を最大限に活用することを基本とする。
- 一方、「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」（平成 24 年 2 月・岩手県）において指摘された課題を踏まえ、広域防災拠点機能のうち「平常時における物資・資機材の備蓄機能」及び「情報収集伝達機能」の二つについては、必要な設備等の整備を行うこととする。
- 「平常時における物資・資機材の備蓄機能」及び「情報収集伝達機能」については、広域防災拠点を構成する施設に整備することを基本とするが、必要に応じて県の庁舎に整備するものとする。
- なお、広域防災拠点においては、市町村の意向を確認し、防災拠点等再生可能エネルギー導入事業の活用により、必要に応じて、非常時の電源等の強化を図るものとする。

### (2) 「平常時における物資・資機材の備蓄機能」の整備

- 「平常時における物資・資機材の備蓄機能」については、東日本大震災津波において、発災当初、水、食料、毛布等の物資が不足したことやアレルギー体質者等への食事等、様々な事情を抱えた被災者への対応ができなかったことなどの課題を踏まえ、発災後から物流が回復するまでの間に被災者が必要とする食料、生活必需品等を備蓄する必要がある。
- 備蓄する物資については、県地域防災計画の規定や「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」で指摘された備蓄の在り方についての課題を踏まえ、発災後 3 日間の避難生活に最低限必要となる被災者用の食料、飲料水、毛布、トイレなどの物資を備蓄することとする。
- そのほか、備蓄に関する詳細な事項については、別途「岩手県災害備蓄指針」において定めることとする。

### (3) 「情報収集伝達機能」の整備

- 「情報収集伝達機能」については、東日本大震災津波において、ケーブルの切断や停電、基地局等の損壊又は流出により通信が途絶し、被害状況や救助要請、支援物資要請等の情報収集が困難になったことから、災害時においても途絶しない通信手段を配備し、県災害対策本部と連携した被災地支援を迅速に行う必要がある。
- 東日本大震災津波における通信途絶の状況下においても、有力な通信手段として機能したことを踏まえ、広域防災拠点（後方支援拠点）に衛星携帯電話を配備することとする。
- 衛星携帯電話は、後方支援拠点である広域防災拠点の「支援部隊等のベースキャンプ・現地活動調整機能（前進基地機能）」を付与する施設（中核施設）等に配備することとする。

- 配備した衛星携帯電話は、後方支援拠点の運営に参画する県地方支部又は市町村において、平常時から適切に維持管理を行うこととする。

### 第3章 中長期的な課題への取組の方向性

本章では、整備構想において、広域防災拠点の整備に当たっての中長期的な課題として整理した事項について、その取組の方向性について定めるとともに、広域防災拠点を構成する施設の将来的な動向に応じた県としての対応のあり方を定めることとする。

#### 1 広域防災拠点の情報収集伝達機能の整備方策

- 広域防災拠点の情報収集伝達機能の整備については、災害時の通信途絶の状況下でも、県災害対策本部や広域防災拠点間で最低限連絡を取ることができるよう、広域防災拠点（後方支援拠点の中核施設等）に衛星携帯電話を配備することとしたところである。
- 一方、小型地球局（V S A T）が近い将来利用可能となれば、当該機器を広域防災拠点施設に配置することで、災害時における情報通信環境の冗長化に大きく寄与することが期待される。
- このため、国や民間の動向を引き続き注視し、広域防災拠点への配置について検討を行うこととする。

#### 2 集中配置型の広域防災拠点整備の方向性

- 整備構想では、全ての機能を1箇所（施設・敷地）に集中して配置する「集中配置型」の広域防災拠点整備については、「広大な施設用地の確保や施設の整備など、多額の整備費を要し、整備までに相当の期間を要することから、整備した場合のメリットや県の財政状況を踏まえつつ、長期的な課題として、国による支援制度の創設の動きなども注視しながら、引き続き、検討を継続していく必要がある」としたところである。
- また、本県の場合、広域防災拠点の司令塔となる災害対策本部（支援室）の設置場所を常設しておらず、事案発生ごとに庁内会議室を活用し設置していることから、広域防災拠点の効率的なオペレーションを発揮するために、集中配置型の広域防災拠点整備と併せて、その充実・強化のあり方について検討する必要がある。
- このため、集中配置型の広域防災拠点整備については、国に対して整備に対する支援制度の創設等を引き続き要望するとともに、各県の状況等を調査しながら、その可能性について中長期的な観点で検討を行っていくこととする。
- また、災害対策本部オペレーション機能の充実・強化については、会議室を利用する現状の形態を維持しつつ、映像機器やパソコン機器、災害情報関係システムとの連携など、オペレーションに必要な情報機能の充実・強化を重点に検討を進めていくこととする。

#### 3 広域防災拠点構成施設等の見直し

- 広域防災拠点を構成する施設については、将来的には、大規模な改修又は施設自体の老朽化により活用することが困難となる時期が到来することも想定されるところである。
- また、広域防災拠点を配置するエリア内等において、新たに広域防災拠点として活用が見込



まれる施設が整備される場合や、構成施設に位置付けていない既存施設において設備等の充実が図られ、広域防災拠点としての活用が可能となる場合も想定される。

- このため、県は、広域防災拠点構成施設管理者や、広域防災拠点を設置する市町村等を対象に毎年度連絡会議及び書面による調査等を実施し、当該構成施設の将来的な動向の把握のほか、県内における新規施設整備の動向等を把握するものとする。

また、県は、具体の配置の検討に資するために行った広域防災拠点活用可能施設調査結果を整理・保存し、必要に応じて実地調査を行って、その内容の更新を行うものとする。

- 県は、上記の取組を踏まえ、毎年度、構成施設等の見直し（機能の見直し、運用面での見直しを含む。）を行い、必要に応じて本計画の変更等を行うものとする。

## 【参考資料：当初計画策定時の第2章（抜粋）】

### 第2章 広域防災拠点の配置箇所及び機能

本章では、広域防災拠点活用可能施設調査の結果を基に、広域防災拠点の具体の配置箇所及び構成施設の選定を行うとともに、構成施設ごとに付与する基本的な機能について定めることとする。

#### 1 岩手県広域防災拠点活用可能施設調査の実施

- 本県の広域防災拠点は、既存施設を活用した分散連携型の機能配置を前提としていることから、具体の配置の検討に資するため、県内にある既存施設（国、県、市町村、民間が有する施設及び空地）を対象に、「岩手県広域防災拠点活用可能施設調査」（以下「活用可能施設調査」という。）を実施した（表2-1）。

表2-1 活用可能施設調査の概要

調査対象施設	76施設（県央部29、県南部20、沿岸部11、県北部16）
調査の概要	調査対象施設の状況及び当該調査対象施設の立地地域の状況に関する調査項目（立地優位性、交通利便性、災害危険性、防災拠点機能性）について、現地調査及び資料調査並びに当該調査対象施設の設置者又は管理者に対する聞き取りを行うもの（調査結果は、施設カルテとして整理）
実施方法	民間のコンサルタントへ委託し実施

- なお、調査対象施設は、市町村等を対象に調査対象となり得る施設を照会（岩手県広域防災拠点活用可能施設調査の対象施設等の状況について（平成25年5月9日付け総防第277号））し、この回答結果をベースとしながら、第1回岩手県広域防災拠点整備アドバイザー会議（平成25年5月29日開催）における意見を基に、表2-2に掲げる視点から評価の上、選定した。

表2-2 活用可能施設調査の調査対象施設選定に当たっての評価の視点

機能	評価の視点
人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該施設に、支援部隊等のベースキャンプとして利用できる相当程度のスペースがあるか。</li> <li>○ 当該施設に、支援部隊等の車両を駐車できる相当程度のスペースがあるか。</li> <li>○ 当該施設に、支援部隊等が現地活動調整を行うことができる屋内スペースがあるか。</li> </ul>
物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該施設に、物資・資機材を備蓄できる相当程度のスペースを確保できるか（又は、備蓄倉庫を設置できるスペースがあるか）。</li> <li>○ 当該施設に、支援物資の搬入、荷捌きができる相当程度のスペースがあるか。</li> <li>○ 当該施設に、ヘリポートとして利用できる相当程度のスペースがあるか。</li> </ul>
情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該施設は、携帯電話の通信エリア内に含まれているか。</li> </ul>

その他	○ 当該施設に、その他広域防災拠点の機能に必要な相当程度のスペースや設備等があるか。
-----	--

## 2 広域防災拠点の配置箇所等

### (1) 配置箇所の選定

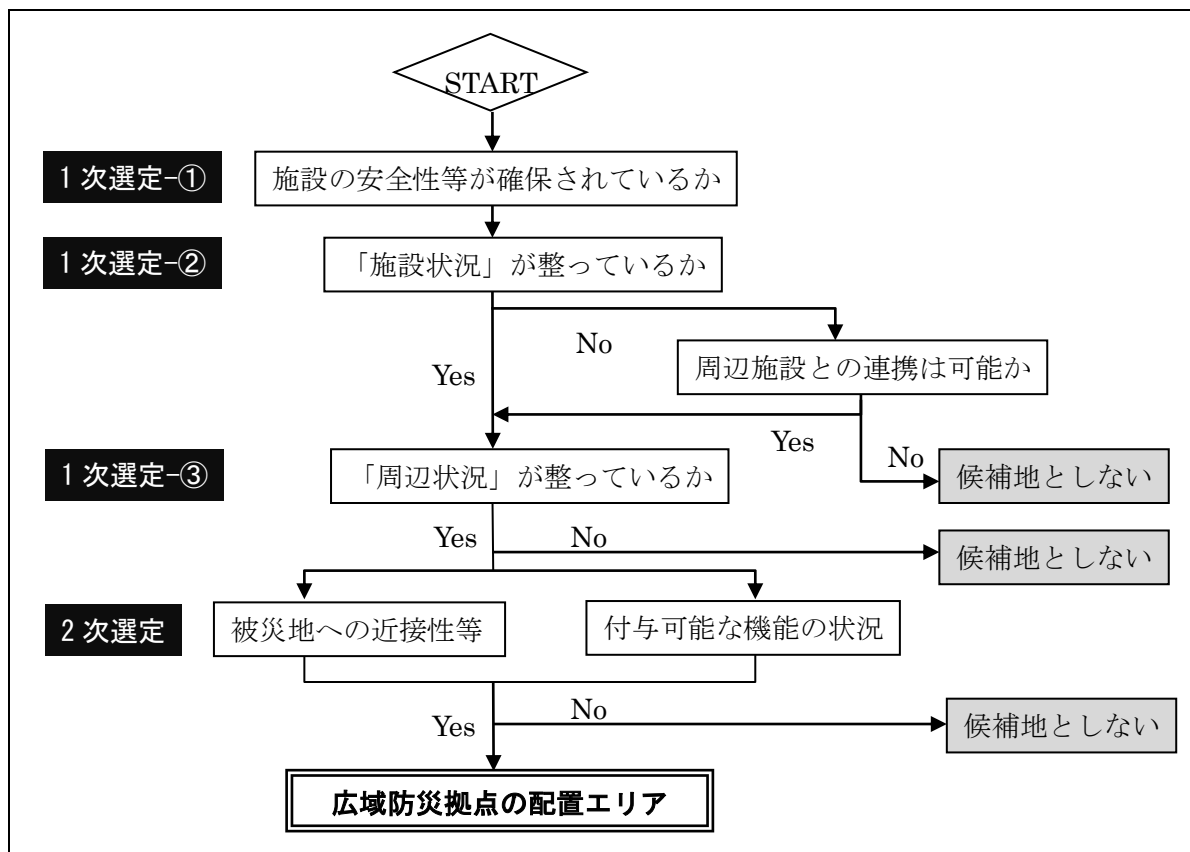
- 広域支援拠点（タイプA）及び後方支援拠点（タイプB）は、整備構想に基づき、タイプごとに示した広域防災拠点の配置地域（表1-4・P5）にあり、かつ各タイプの配置地域に求められる要件（表1-5・P5）を満たす地域（エリア）に配置するものとする。
- このため、配置箇所の選定は、活用可能施設調査を実施した76施設について、あらかじめ以下の考え方に基づきエリアごとに分けた上で、最初に1次選定として、施設に係る安全性等の確保や必要な設備等の整備状況、さらに施設が立地する周辺状況を考慮し、候補施設及びエリアの絞り込みを行い（1次選定-①から③の順に実施）、次に2次選定として、1次選定で残った施設及びエリアについて、広域防災拠点の配置地域に求められる要件（表1-5）に基づき、被災地への近接性や付与可能な機能の状況等を考慮した上で、最終的に配置エリアを抽出するという流れで行った。

#### [エリア設定の考え方]

- エリア設定は、市町村単位を基本とするが、一市町村内の施設数が少なく、かつ隣接市町村の施設までの移動時間が概ね30分程度であって施設間の連携が図りやすいと考えられる場合には、当該施設も含めて1エリアとする。
- なお、同一市町村内でも施設間の移動時間が概ね30分以上であって、施設間の連携が図りにくいと考えられる場合には、別エリアとする。

- 上記の選定方法の流れは、図2-1のとおりである。

図2-1 配置箇所の選定方法の流れ



➤ 1次選定及び2次選定の具体的な内容は、表2-3のとおりである。

表2-3 1次選定及び2次選定の具体的な内容

	内 容	配置要件（表1-4）
1次選定①	<p>○ 施設の安全性等を考慮し、次のア～ウのいずれかに該当する施設は除外。</p> <p>ア 火山災害、洪水・津波の被害想定区域内に立地する施設</p> <p>イ 地震時に震度6弱以上の地域に立地し、かつ耐震設計がなされていない、もしくは1981年以前に整備された施設</p> <p>ウ 市町村地域防災計画において施設全体が避難所に指定されている施設</p>	<p>□ 広域支援拠点及び後方支援拠点の配置要件のア（震度6弱以上の地震や津波による浸水が発生する確率が高い地域でない）</p>
1次選定②	<p>○ 1次選定-①で残った施設について、広域防災拠点機能を付与するために必要な施設の整備状況（宿営可能スペース、駐車スペース、新規施設設置可能スペース、ヘリポートなどの有無）や非常時の施設運営機能の状況（通信関連機器、電源設備などの有無）などの「施設状況の要件」を評価（なお、機能を満たすスペース（ベースキャンプ等）の面積は考慮しない）。</p> <p>○ また、施設単体で上記の要件を満たしていない場合、当該施設の周辺にある他施設との連携が可能かどうか検討し、エリアとしてのまとまりも考慮の上、候補施設及びエリアを選定。</p>	<p>□ 広域支援拠点の配置要件のイ（必要な施設が整備され、かつ災害時において継続的な利用が可能）及びウ（通信手段、電気・水道等の確保が容易）</p> <p>□ 後方支援拠点の配置要件のイ（必要な施設や場所が整備され、かつ災害時において継続的な利用が可能）</p>
1次選定③	<p>○ 1次選定-②で残った施設及びエリアについて、「周辺状況の要件」に当たる事項を比較し、メリット・デメリットとして整理。</p> <p>○ また、エリアのメリット・デメリットを整理しやすくするため、エリア内の中核となる施設（案）を次の指標で選定。</p> <p>ア 自衛隊・消防の集結場所となっている施設</p> <p>イ （アがない場合）エリア内の他施設と比較して利用可能な敷地が広い施設</p> <p>※ なお、盛岡エリアは「広域支援拠点」として位置付け、県災害対策本部を中核とする。</p>	<p>□ 広域支援拠点の配置要件のエ（交通アクセスが良く、かつ代替輸送路が確保できる）及びオ（行政機関、公共機関が多く集積）</p> <p>□ 後方支援拠点の配置要件のウ（必要な交通網が確保）</p>

表 2 - 3 1次選定及び2次選定の具体的な内容（続き）

	内 容	配置要件（表 1 - 4）
2 次 選 定	<p>○ 1次選定で残った施設及びエリアについて、広域防災拠点の配置地域に求められる要件（表 1 - 5）に基づき、被災地への近接性、広域支援拠点との連携、沿岸部と内陸部との中間エリア、付与可能な機能の状況などを総合的に考慮した上で、最終的に配置エリアを抽出。</p>	<p>□ 後方支援拠点の配置要件のエ（広域支援拠点との連携が容易な立地）及びオ（沿岸部と内陸部の中間エリア）</p> <p>※ 配置要件のカについては、今後市町村と協議予定。</p>

## (2) 広域防災拠点の配置箇所

- 表 2-3 の 14 エリアについて、整備構想で示した広域防災拠点の配置地域及び当該地域に求められる要件（表 1-4 及び表 1-5）及び広域防災拠点に備えるべき機能の付与の可能性を基に総合的に評価した結果、広域防災拠点の配置箇所は、広域支援拠点を盛岡・花巻エリア、後方支援拠点を県南部が遠野エリア及び北上エリア、県北部が葛巻エリア、二戸エリアとする。
- 上記のエリアを広域防災拠点として選定した理由は、表 2-5 のとおりである。

表 2-5 広域防災拠点エリアの選定理由

エリア名	選定理由
<p style="text-align: center;"><b>盛岡・花巻</b> 【広域支援拠点（県中部）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ エリア内の拠点施設は、想定する大規模災害（地震、津波、火山）による被災の危険性がないこと（配置要件ア）。</li> <li>○ 岩手県消防学校、岩手医科大学、花巻空港など広域支援拠点としての機能を備えている施設があり、また、必要な通信手段、電気・水等も確保できることから、災害時にも利用可能なこと（配置要件イ・ウ）。</li> <li>○ 東北自動車道の結節点であり、花巻空港も立地していることから県内外からの交通アクセスが良く、代替輸送路も確保できること（配置要件エ）。</li> <li>○ 県災害対策本部があり、国の出先機関や電力・通信等の公共機関も多く立地していること（配置要件オ）。</li> <li>○ 高規格道路により、想定する地震、津波、火山などの大規模災害の被災地に対してアクセスすることが可能であること。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>二戸</b> 【後方支援拠点（県北部）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ エリア内の拠点施設は、想定する大規模災害（地震、津波、火山）による被災の危険性がないこと（配置要件ア）。</li> <li>○ 後方支援拠点の機能を付与可能な施設があり、災害時においても利用可能なこと（配置要件イ）。</li> <li>○ 被災地支援のための「人」や「物」の移動に必要な道路が整備されており、被災地へのアクセス性も良いこと。また、青森方面からのアクセス性も優れている（配置要件ウ）。</li> <li>○ 盛岡エリアまでの移動時間が約 60 分程度（高速道路使用）であり、広域支援拠点との連携が容易な立地にあること（配置要件エ）。</li> <li>○ 内陸部と沿岸部との中間エリアではないが、想定する大規模災害に対して、広域支援拠点と連携し、効率的に対応することが可能な立地にあること（配置要件オ）。</li> </ul>

表 2-5 広域防災拠点エリアの選定理由（続き）

エリア名	選定理由
<p style="text-align: center;"><b>葛巻</b></p> <p>【後方支援拠点（県北部）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ エリア内の拠点施設は、想定する大規模災害（地震、津波、火山）による被災の危険性がないこと（配置要件ア）。</li> <li>○ 後方支援拠点の機能を付与可能な施設があり、災害時においても利用可能なこと（配置要件イ）。</li> <li>○ 被災地支援のための「人」や「物」の移動に必要な道路が整備されており、被災地へのアクセス性も良いこと（配置要件ウ）。</li> <li>○ 盛岡エリアまでの移動時間が約 60 分程度であり、広域支援拠点との連携が容易なエリアであること（配置要件エ）。</li> <li>○ 想定する県北地域における内陸部と沿岸部との中間エリアである（配置要件オ）。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>遠野</b></p> <p>【後方支援拠点（県南部）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ エリア内の拠点施設は、想定する大規模災害（地震、津波、火山）による被災の危険性がないこと（配置要件ア）。</li> <li>○ 後方支援拠点の機能を付与可能な施設があり、災害時においても利用可能なこと（配置要件イ）。</li> <li>○ 被災地支援のための「人」や「物」の移動に必要な道路が整備されており、被災地へのアクセス性も良いこと（配置要件ウ）。</li> <li>○ 盛岡エリアまでの移動時間が約 70 分程度であり、広域支援拠点との連携が容易なエリアであること（配置要件エ）。</li> <li>○ 想定する内陸・沿岸双方の災害の被災地への支援が可能なエリアであること（配置要件オ）。</li> <li>○ 東日本大震災津波において、沿岸被災地の後方支援基地として活動した実績があること。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>北上</b></p> <p>【後方支援拠点（県南部）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ エリア内の拠点施設は、想定する大規模災害（地震、津波、火山）による被災の危険性がないこと（配置要件ア）。</li> <li>○ 後方支援拠点の機能を付与可能な施設があり、災害時においても利用可能なこと（配置要件イ）。</li> <li>○ 被災地支援のための「人」や「物」の移動に必要な道路が整備されており、東北自動車道等の交通結節点でもあるので、秋田・宮城方面からのアクセス性に優れていること（配置要件ウ）。</li> <li>○ 盛岡エリアまでの移動時間が約 60 分程度であり、広域支援拠点との連携が容易なエリアであること（配置要件エ）。</li> <li>○ 想定する内陸・沿岸双方の災害の被災地への支援が可能なエリアであること（配置要件オ）。</li> </ul>